

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
平成30年9月28日(金)	長野県自治会館1会議室	午後1時30分～4時30分
平成30年10月29日(月)	長野県安曇野庁舎301会議室	午後1時00分～4時00分

2 住所地特例対象者の介護給付費・総合事業費明細書記載・入力上の注意点について

住所地特例対象者の請求においては、サービス種類によって記載いただく明細欄が異なります。記載入力欄を誤って請求されると返戻となりますので、サービス種類を確認し、給付費・事業費明細欄(住所地特例対象者)へ記載・入力のうえ請求されますようお願いいたします。

様式第二(附則第二条関係)

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))

公費負担者番号		平成	3	0	年	0	4	月分
公費受給者番号		保険者番号	9	0	2	0	1	0

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要
	夜間訪問介護Ⅱ	7 1 2 1 1 1	2 6 6 7	1	2 6 6 7			902222	
	同一建物減算(-10%)	7 1 X X X X		1	- 2 6 7			902222	
	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅱ	7 1 6 1 0 9	2 4 0	1	2 4 0			902222	

住所地特例対象者の請求は、給付費・事業費明細欄(住所地特例対象者)に記載・入力する。

保険者市町村の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所(入居)する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を記載・入力する。

給付費明細欄(住所特例)	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要
	夜間訪問介護Ⅱ	7 1 2 1 1 1	2 6 6 7	1	2 6 6 7			902222	
	同一建物減算(-10%)	7 1 X X X X		1	- 2 6 7			902222	
	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅱ	7 1 6 1 0 9	2 4 0	1	2 4 0			902222	

3 個人情報に関する苦情相談について

個人情報保護についての意識が高まっている中、平成 29 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が施行されました。介護保険事業者は利用者等の個人情報を詳細に知り得る立場にあるため、運営基準においても、「秘密保持」について「正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。」と規定されていますが、国保連合会には、毎年、利用者・家族等から個人情報に関する苦情相談が寄せられています。事業者は個人情報保護に関する意識を高め、利用者・家族が安心してサービスを利用できるよう、個人情報を適切に管理することが重要です。改めて、改正個人情報保護法について、理解を深めましょう。

相談者	苦情相談内容
嫁	施設に入所していた義理の父が亡くなった時に、緊急連絡先である夫の所へ連絡が来たが、その際、会社の所属部署でもない課に個人情報を話され、夫は信用を失い、損害を被った。
利用者	契約書に個人情報の守秘義務について記載されているが、個人情報を漏らされた。

- ・ 個人情報を慎重に取り扱うことについて組織として徹底を図るため、研修等を通じて職員の個人情報保護に関する意識を高める。
- ・ 個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の取り扱いに関する管理規程を整備する等個人情報を適切に取り扱う。
- ・ 個人情報の漏えい等の問題が発生した場合は、事実の確認と謝罪を迅速に行うとともに、原因究明と再発防止策を徹底する。

改正個人情報保護法を理解するために・・・

Q:改正個人情報保護法について、理解するために何をしたらいいですか？

A:主要な告示・ガイドライン等を一読してみましょう。

- ①個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- ②個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（確認・記録義務編）
- ③個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年告示第 1 号）
- ④個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月）

Q: ガイドライン等はどこから入手すればいいですか？

A: ①～③は、個人情報保護委員会（※略称 PPC）の HP から入手できます。

④は、厚生労働省の HP から入手できます。

Q: 何から読めばいいですか？

A: ガイドライン・ガイダンスについては、Q&A も掲載されているので、まずは、直面している問題や関心のある事柄の Q&A から読んでみましょう。その後にガイドライン・ガイダンスを読むと理解しやすいと思います。

（平成 29 年度介護サービス苦情処理担当者研修会 弁護士高村浩氏講演「改正個人情報保護法と介護サービス・記録」より）

※PPC：Personal Information Protection Commission の略で、平成 28 年 1 月 1 日から個人情報保護法は PPC が所管し、個人情報保護法に関する監督権限が PPC に一元化されています。

平成 30 年 8 月請求分の支払日は 9 月 28 日（金）、10 月請求分の締め切りは 10 月 10 日（水）です。